

情報セキュリティ基本方針

2014年3月19日改訂

株式会社 インフォラボ
代表取締役 斎藤隆夫

株式会社インフォラボ（以下、「当社」という。）の根幹の業務は、主に得意先より委託を受けた情報管理に関するソリューションサービスであり、その業務遂行にあたって、機密情報を含む多くの得意先の情報をお預かりしています。そして、その情報を適切に管理し、得意先に安心感を提供することは当然の責務であります。また、その業務を遂行するうえで必要な情報（当社のノウハウ、営業情報、個人情報等）も当社にとって重要な財産であり、適切に管理する必要性を認識しなければなりません。

そこで、当社は、得意先の情報及び当社の情報（以下、「情報資産」という。）をあらゆる脅威から保護するために、情報セキュリティ基本方針を制定し、情報資産に対する管理体制を整備し、情報資産の保護を図ります。全役職員は、情報資産を取り扱うものとして本基本方針の主旨を理解し、適切な行動を取ることを宣言いたします。

1. 目的

当社が保有する情報資産をあらゆる脅威から保護し、得意先からの信頼を確保すること、及び、事業損失を最小限に留めることを目的とします。

2. 情報セキュリティの定義

情報セキュリティとは、情報の機密性、完全性、可用性を確保し維持することと定義します。

3. 適用範囲

当社の保有する情報資産及び情報資産を取り扱う全役職員とします。

4. 情報セキュリティ体制の構築

情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティ委員会が中心となり情報セキュリティマネジメントシステムの体制を整え、情報セキュリティ対策の実施及びその運用の維持、見直し、改善を行います。

5. 教育

情報セキュリティに関する教育を、経営陣の指示のもと情報セキュリティ委員会が主体となって全役職員に定期的かつ継続的に実施します。

6. 情報セキュリティ事件・事故への対応

セキュリティ事件・事故が発生した場合、またはその予兆があった場合、速やかな対応及び手続きを行います。また、これら情報セキュリティ事件・事故については、その原因を分析し再発防止策を講じていきます

7. 役職員の義務

全役職員は、情報セキュリティに関する規則を遵守し行動します。これに違反した場合は、就業規則の懲戒、または、法的処分を適用します。

8. コンプライアンス

個人情報や情報セキュリティに関する法令、契約締結事項、社会的な規範を遵守します。

9. 本基本方針の運用

本基本方針の改廃には、経営陣の承認を必要とします。

情報セキュリティ委員会は、定期的及び環境の変化等に応じ随時に本基本方針の見直しを行い、改訂が行われた場合には、速やかに全役職員へ周知を行います。